

第6期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金に係る上乗せ協力金支給要綱

(目的)

第1条 本要綱は、第6期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金に係る上乗せ協力金（以下「上乗せ協力金」という。）の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

2 新型コロナウイルス感染症拡大を受け、大阪府（以下「府」という。）が「第51回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」（令和3年5月28日開催）において実施を決定した、大阪府全域を対象にした飲食店等への休業及び営業時間短縮の要請（以下「要請」という。）に応じた事業者のうち、府が「第43回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」（令和3年4月1日開催）及び「第47回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」（令和3年4月23日開催）において実施を決定した、令和3年4月5日から令和3年4月24日までの期間における、まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請（以下「まん延防止等重点措置にかかる要請」と言う。）時より更に酒類の提供を停止することとなった事業者、かつ酒類提供を主として営業する飲食店等の事業者に対して、大阪府が上乗せ協力金を支給することにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図り、要請により影響を受けた事業者の事業継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 対象施設 府が「大阪府営業時間短縮協力金の支給に関する要綱」に基づき実施する「第6期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金」（以下「緊急事態措置協力金」という。）の支給決定の対象となった大阪市内の施設（事業所）をいう。
- 二 一日当たりの売上高 緊急事態措置協力金（売上高方式）の決定において認められた一対象施設における一日当たりの売上高をいう。
- 三 一日当たりの売上高減少額 緊急事態措置協力金（売上高減少額方式）の決定において認められた一対象施設における一日当たりの売上高減少額をいう。

(支給対象者)

第3条 上乗せ協力金の支給対象者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- 一 大阪市内に対象施設を有し、緊急事態措置協力金の支給が決定している者であること。
ただし、緊急事態措置協力金の支給決定の取消しを受けた場合、又は感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）支給要綱（令和2年8月18日施行）、令和2年11月及び12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）支給要綱（令和3年3月31日施行）、令和2年12月感染防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）支給要綱（令和3年3月31日施行）、第3期営業時間短縮協力金（令和3年3月大阪府・大阪市共同）にかかる上乗せ協力金支給要綱（令和3年4月8日施行）、第5

期飲食店等に対する営業時間短縮等協力金に係る上乗せ協力金支給要綱（令和3年6月7日施行）及び本要綱の規定に基づく申請にあたり明らかな不正や不備等が認められた場合は、この限りではない。

- 二 対象施設のうち、一日当たりの売上高又は一日当たりの売上高減少額が10万円を超えることが認められている施設（事業所）であること。
- 三 対象施設のうち、酒類提供を主として営業する施設（事業所）であり、売上高に占める酒類の割合が20%以上と認められる施設（事業所）であること。ただし、当該額に対象施設以外の施設に係る額及び飲食提供営業以外の額が含まれる場合は、これを除く。
- 四 要請に応じたことにより、まん延防止等重点措置期間に行っていた11時から19時までの酒類提供をとりやめた施設（事業所）であること。ただし、通常の営業時間が11時から19時までの時間帯の全部又は一部を含み、かつ酒類提供を行っていた施設（事業所）において、まん延防止等重点措置にかかる要請期間、酒類提供を停止していた場合や休業していた場合は、本要件を充足するものとする。
- 五 緊急事態措置協力金にかかる支給又は不支給に関する情報及び申請書類に記載された情報について、府から大阪市に提供されること、大阪市が上乗せ協力金の審査・支給等の事務に利用することに同意していること。
- 六 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

（支給額）

第4条 上乗せ協力金の支給額は、次に掲げる基準による。

- 一 緊急事態措置協力金の決定において、売上高方式を採用している場合
一日当たり、一日当たりの売上高に0.5を乗じて得られた額（千円未満切上げ）から緊急事態措置協力金の一日当たりの金額を減じた額（上限、2万5千円）
 - 二 緊急事態措置協力金の決定において、売上高減少額方式を採用している場合
一日当たり、一日当たりの売上高減少額に0.5を乗じて得られた額（千円未満切上げ）から緊急事態措置協力金の一日当たりの金額を減じた額（上限、2万5千円）
- 2 一対象施設あたりの上乗せ協力金の支給日数は、緊急事態措置協力金の支給決定を受けた日数とする。
 - 3 上乗せ協力金の支給は、要請における一対象施設につき1回とする。

（申請）

第5条 上乗せ協力金の支給を受けようとするものは、大阪市行政オンラインシステムに必要な事項を入力し、次に掲げる書類を添付し、上乗せ協力金申請要項（以下「申請要項」という。）に定める方法及び期間内に、大阪市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- ・申請要項で定める書類

- ・その他市長が必要とする書類等
- 2 前項の規定による申請は、郵送によることもできる。その場合、大阪市が指定する様式に前項の入力事項を記入するとともに、書類を添付して提出しなければならない。
- 3 申請に要した書類等は返却しないものとする。
- 4 市長は、上乗せ協力金の申請を受け付けた事業者にかかる情報のうち施設（事業所）の名称及び所在地に関する情報を公表することができる。

（支給決定）

- 第6条 市長は、上乗せ協力金の支給の申請が到達したときは、内容を審査の上、支給を決定し、支給決定を受けた事業者（以下「支給決定者」という。）に対し、上乗せ協力金を支給する。
- 2 市長は、前項の場合において、適正な支給を行うために必要があるときは、上乗せ協力金の支給の申請にかかる事項につき軽微なものに限り修正を加えて上乗せ協力金の支給を決定することができる。

（支給の通知）

- 第7条 上乗せ協力金の支給決定の通知は、支給決定者への上乗せ協力金の入金をもって行うものとする。

（支給決定の取消し及び上乗せ協力金の返還）

- 第8条 市長は、支給決定者が支給要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他の不正の手段により支給決定を受けたことが判明した場合は、上乗せ協力金の支給決定を取り消すものとする。
- 2 市長は、支給決定者が社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれがあると認めた場合、上乗せ協力金の支給決定を取り消すことができる。
- 3 市長は、第1項又は第2項により支給決定を取り消した場合には、該当する支給決定者に対して、期限を定めて、上乗せ協力金の返還を命ずるものとする。なお、上乗せ協力金の返還時に必要となる大阪市が指定する口座への振込手数料等の費用は、支給を受けた者が負担するものとする。

（申請書等の不備等の取扱い）

- 第9条 第5条第1項及び2項に規定する入力事項及び添付書類（以下「申請書等」という。）について不備等がある場合、市長は申請者に不備の補正を求めるが、市長が指定する期限までに申請書等の不備の補正に至らなかった場合、申請者が上乗せ協力金の支給を受けることを辞退したものとみなす。
- 2 市長が第6条の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、大阪市が申請書等の確認・補正等を求めたにもかかわらず支給決定者において不備等の補正

がなされず、支給決定者の責めに帰すべき事由により大阪市が指定する期日までに上乗せ協力を支給できない場合、当該申請は取り下げられたものとし、当該支給決定を取り消すものとする。

(調査等)

第10条 市長は、上乗せ協力金の適正な支出のため、必要に応じて申請者及び支給決定者に対し、調査、報告、是正その他必要な措置（以下「調査等」という。）を求めることができる。

2 申請者及び支給決定者は、調査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(その他)

第11条 本要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

本要綱は、令和3年6月30日から施行する。